

発議第 3 号

野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 9 日

野 田 市 議 会 議 長 古 橋 敏 夫 様

提出者 議会運営委員会委員長 平 井 正 一

野田市議会規則第 号

野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

野田市議会傍聴規則（昭和 45 年野田市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第 8 条第 1 項中「傍聴券を」を「これを」に改め、同条第 2 項中「終わった」を「終わった」に、「傍聴証を」を「これを」に改める。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第 11 条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者

第 11 条に次の 2 項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第 12 条各号列記以外の部分中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。

- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第13条を次のように改める。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第14条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項中「傍聴人が」を「法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が」に改め、同条第2項中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

時代の経過とともに最近では一般的に使用されなくなった語句や、制定時の社会情勢を反映した規定を改めるため、傍聴人の守るべき事項に関する規定等の整備と用字用語の整理をしようとするもの。

野田市議会傍聴規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会傍聴規則（昭和45年野田市議会規則第2号）

改 正 案	現 行
(傍聴証) 第5条 傍聴証は、報道関係者及び野田市職員で議長が特に必要があると<u>認めるもの</u>に交付する。 2 (略) (傍聴券等の返還) 第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>これを返還</u>しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が<u>終わった</u>ときは、<u>これを返還</u>しなければならない。 (傍聴人の定員) 第9条 (略) 2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u> (傍聴席に入ることができない者) 第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 <u>(1) 銃器その他危険な物を持っている者</u> <u>(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> <u>(3) 酒気を帯びていると認められる者</u> <u>(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u> 2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u> 3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止す</u>	(傍聴証) 第5条 傍聴証は、報道関係者及び野田市職員で議長が特に必要があると<u>認める者に</u>交付する。 2 (略) (傍聴券等の返還) 第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>傍聴券を</u>返還しなければならない。 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が<u>終わった</u>ときは、<u>傍聴証を</u>返還しなければならない。 (傍聴人の定員) 第9条 (略) (傍聴席に入ることができない者) 第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 <u>(1) 銃器その他危険なものを持っている者</u> <u>(2) 酒気を帯びていると認められる者</u> <u>(3) 異様な服装をしている者</u> <u>(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者</u> <u>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者</u>

ることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならない、かつ、当日再び傍聴席に入ることとはできない。

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談話し、歌を歌い、大声で笑う等、騒ぎたてないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート又はマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 携帯電話の類については、使用できないよう電源を切ること。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等しようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない、かつ、当日再び傍聴席に入ることとはできない。

発議第 4 号

高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 17 日

野田市議会議長 古橋 敏夫 様

提出者 野田市議会議員 長 勝則

賛成者 野田市議会議員 星野 幸治

同 小室 美枝子

高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書（案）

高額療養費制度の見直しとして、政府は1か月当たりの自己負担限度額を段階的に引き上げる方針であった。しかし、患者団体などからの要望を踏まえ、今年8月の引上げを一旦見送り、今後の制度の在り方について今秋までに再検討する方針となった。

高額療養費制度は、大きな手術などで医療費が高額となった場合に、所得に応じた一定の自己負担限度額を定める制度で、公的医療保険制度のセーフティーネットと言われる。

全国がん患者団体連合会が実施したアンケートでは、「自己負担限度額が引き上げられると治療ができなくなる」、「20代のがん患者で、これからまだまだ家族と共に生活していかなければならない。医療を必要としている人のために、どうかこれ以上負担を強いないで」など、多くのがん患者が切実な実情とともに引上げ反対を訴えている。

現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、切迫した状況で毎月の医療費を支払い続けている患者とその家族が存在している。特に、長期にわたって継続した治療を受けている患者とその家族にとって、自己負担限度額が引き上げられることで生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない可能性が危惧される。

よって、本市議会は国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

野 田 市 議 会 議 長

内閣総理大臣 宛て
厚生労働大臣